

公害・環境問題研究への一視角

——いわゆる社会的費用論の批判と再構成をめぐって——

寺 西 俊 一

一 問題史的回顧

——公害・環境問題研究における

社会的費用論の意義と問題点——

かつてわが国では、公害や環境破壊をめぐる諸問題（以下、便宜上「公害・環境問題」と呼んでおく）が、最大の国民的関心事として大きく社会問題化した一時期があった。すなわち一九七〇年代初頭の時期である。その後十年余り経過した今日、わが国の公害・環境問題は、表面的にみるかぎり、幾分改善をみせたかみえる。だが、一部そうした局面もあるとはいえ、全体としてみれば、この間の新たな事態（例えば、成層圏オゾン破壊問

題⁽¹⁾や日本近海域を含む海洋汚染問題⁽²⁾の進行など）の発生を含めて、問題は依然として深刻な状況を数多く抱えたままである⁽³⁾。その意味で、公害・環境問題は、今なお重大な社会問題の一つたる意義を失っていない。

ところで、この今日的な社会問題の一つたる公害・環境問題に対して、十分な科学的分析を与え、さらにそれにもとづく問題解決への基本的道筋を明らかにするという課題において、現代の経済学が果たさねばならない役割は、筆者の眼からみるかぎり、一般に考えられている以上に大きなものがあると思われる⁽⁴⁾。いまこの点で、幾分厳しい反省もこめて、この公害・環境問題研究という面における経済学分野でのこれまでの蓄積と水準をふり返って

みた場合、それは率直に言ってまだまだ大きな立ち遅れを示しているといわざるを得ない。とくに、今日の公害・環境問題をめぐる具体的現実が求めている理論的諸課題の大きさに照らせば、その感を一層強くせざるを得ない。また周知のように、問題がきわめて先鋭的な形で現われた苦い歴史的経験（水俣問題をはじめとする戦後の四大公害事件を想起されたい）をもつわが国の場合でも、何人かの先駆的経済学者の活躍を別とすれば、総じて経済学が今日の公害・環境問題をまず自らの重要な研究課題の一つとして位置づけ、それに対する多少とも本格的な検討を開始したといえるのは、ようやくすでに述べた一九七〇年代初頭以降のことに属していた。⁽⁵⁾この点で、経済学は、こと公害・環境問題研究に關するかぎり、決定的な立ち遅れを示したとさえいえる。それゆえわれわれは、まずそうした現実からの立ち遅れについての厳しい自省の上になつて、今後における経済学分野からの公害・環境問題研究に臨む基本姿勢をもつ必要がある。

しかしながら、以上のことは、経済学分野からの公害・環境問題研究が、これまでのところそこに何ら引き継ぐべき蓄積を殆んどもち合せていない、ということを示す。

意味するわけではない。とくに最近の約十年間を通じてみれば、いくつかの理論的系譜にもとづく問題の分析と研究がそれなりに積み重ねられてきたといつてよい。われわれはそこに、経済学の立場からするこの問題への様々な理論的アプローチの可能性を見いだすことができる。

だがその中で、われわれにとつてとくに注目し得ると思われるものは、いわゆる社会的費用 (Social Costs) 概念の理論的系譜を一つの手がかりとして、一定の展開をみせてきた公害・環境問題論の一つのタイプである。

(以下、これを単に社会的費用論と呼ぶ)。というのは、この系譜にたつ公害・環境問題論は、もともとある特定の理論的諸命題から出発したというよりも、むしろ現実具体的な公害・環境破壊における多面的な諸現象そのものとの真摯な理論的格闘の歴史の中から生まれでてきた、という独自の性格をもっているからである。筆者がとくにこの点を重要視するのは、そもそも研究対象としての今日の公害・環境問題そのものが、少なくとも経済学における既存の理論体系やそこでの既成の諸概念によつて裁断されるというだけでは片づけられない重要な諸側面

を内包している、と考えるからに他ならない。もちろんこの点をめぐっては、異論もありえよう。⁽⁶⁾しかしいづれにしても、こと公害・環境問題に関する研究については、とりわけそれをめぐる具体的現実との厳しい緊張関係を離れては如何なる議論といえども、決して意味をもちえないという一点から考えても、すでに述べた社会的費用論の系譜は、いわばその発生史的性格において、十分われわれの注目に値いするものと思われるのである。では、われわれが以上のようにとくに注目すべきと考えるその社会的費用論とは、一体どのような議論をさしているのか。残念ながらそれは、これまでのところ、必ずしも統一のかつ明確な理論的基礎にもとづく議論たりえていない段階にある。しかし筆者なりの評価にもとづけば、その最先端に位置する議論は、目下のところ大体次のような方法的枠組のもとに公害・環境問題への一つの経済学的接近を試みようとしてきた、といつてよい。すなわち

① 具体的な各種の公害や環境破壊の諸現象が、その結果として、第三者または社会に対してもたらしている(あるいは、もたらすことになる)諸々の否定

的諸影響の問題をとくに重要視し、まずそこに考察の焦点をあてる。

② 次いで、それらの否定的諸影響の問題を、経済学的には、「社会的費用(Social Costs)」「(ないしは)社会的損失(Social Loss)」の諸形態という形で概念的に把握する。

③ その上で、それらの「社会的費用」「(ないし)社会的損失」をめぐる諸関係(その発生、負担と転嫁、事前的あるいは事後的処理等々をめぐる諸関係)を、とくにその政治的・経済的諸側面を中心としながら、理論的及び歴史的・経験的に分析する。

④ 最後に、そうした分析をふまえて、現実的有効性をもつ公害・環境政策論の具体的展開を構想する。

おおよそ以上のような形に要約されうるものが、その方法的枠組であったといえよう。

いうまでもなく、この種のアプローチにもとづく公害・環境問題研究は、学説史上ではおそらく異色の経済学者とでも評すべきK・W・カッパ教授の所説⁽⁷⁾をその先駆とし、その後わが国において、基本的にはいわゆるマルクス経済学の方法に立脚しながら、精力的な調査活動

の実績をもふまえて、これまで一貫して公害・環境問題をリードしてきた周知の宮本憲一教授によって、批判的に継承され展開されてきたものであった。

いま仮りに、こうしたアプローチに対して、われわれがそこに一定の理論的意義を認めるものとすれば、それは、この種のアプローチが、現実具体的な公害・環境問題ととりくみ、それをまさに政治経済学の問題として如何に位置づけて考察するかという、真剣な模索的努力の中から生みだされてきたものであった、というその経緯を十分にふまえたものでなければならぬであろう。

ところが、この種のアプローチにもとづく議論がその後一定の社会的影響力（なかでも各地の公害反対住民運動に与えた影響は特筆すべきであろう）をもち始めたことに伴って、他方でこれと並んで、別種の社会的費用論の展開が広範にみられるようになってきた。とくに七〇年代以降、従来の主要な経済学文献においては、殆んど等閑視され長いあいだいわば「不遇な」扱いか受けてこなかったはずの「社会的費用 (Social Costs)」なる概念が、一転して珍重される存在となり、しかも一部では便宜主義的に、さえ多用されるという新たな状況が生まれて

きた。その理論的中核に位置していたのが、いうまでもなくいわゆる厚生経済学や公共経済学の立場から社会的費用論の展開である。この別種の社会的費用論は、その理論的出发点を、先のカップの所説に求めるものではなく、むしろカップ自身がそれに対して明確な批判的見地を示したところの、A・マーシャル及びA・C・ピグーの所説の中に求めたものであった。したがってそれは、内容的にみれば、いわゆる外部不経済（外部性）論そのものの展開に他ならなかったが、形式的には、すでに述べたカップや宮本氏によって展開されてきた社会的費用論と、一見するかぎり区別がつきにくいものであったといえよう。

このため、いわゆる社会的費用論は、その後、そこでのいわば鍵概念たる「社会的費用 (Social Costs)」概念の意味内容自体をめぐって、少なからぬ混乱に巻き込まれるを得ない理論状況に遭遇することとなった。なぜならば、「社会的費用 (Social Costs)」という鍵概念自体が、全く立論を異にする様々なコンテキストの中で、それぞれにに応じて多様な解釈が与えられるという状況が発生したことによって、その用い方における不統一がきわめて

顯著になってきたからである。筆者の管見のかぎりでも、およそ経済学上の概念で、この「社会的費用 (Social Costs)」という概念ほど、混乱に近い多様な用いられ方が許容されてきた概念は他になかったといつてよい。これは、「社会的費用 (Social Costs)」という概念自体のそもそもの発生史に由来する曖昧性⁽¹⁰⁾とも大いに関連していたことはいうまでもない。

ところで、いわゆる社会的費用論が以上のような一種の混乱に近い理論状況に遭遇することとなった結果、さきに述べたようなカップから宮氏へと引き継がれてきた議論も、すでに指摘したそれ自体の理論的基礎の不明確さ⁽¹¹⁾ないし未成熟さの問題を早急に克服しなければならな⁽¹²⁾いという必要性に、その後否応なく直面することとなってきた。

そこで筆者は、かねてこのカップ及び宮本氏の系譜にたつ社会的費用論をめぐっては、まず第一に、そこに提起されている公害・環境問題研究への一視角を積極的に評価するという立場から、その発展的継承をはかること、他方第二に、右の立場から、そこでの理論的基礎の不明確さ⁽¹³⁾ないし未成熟さという他面での弱い点⁽¹⁴⁾を

批判的に克服すること、という二点を当面の重要な理論課題として設定してきた。そしてすでに発表した前稿は、そうした課題へのとりくみに対するとりあえずの予備的考察を意図したものであった。(ここでは、まずこの系譜にもとづく議論のもともとの先駆であったカップ自身の所説に改めて考察の焦点をあて、その際とくにその所説の展開過程を中心にした批判的フォローを通じて、カップの所説における意義と問題点の再評価を行なった)。

以下、本稿での考察は、それに直接続くものであるが、以上の問題史的回顧は、以下での考察が基本的に意図するところをあらかじめ明らかにしておくという目的にもとづくものである。すなわち、これまで縷縷述べてきたところからも明らかのように、本稿における以下の考察は、政治経済的立場からする公害・環境問題研究への一視角を、カップ及び宮本氏の所論を有力な一手がかりとして、改めて理論的に確定し、今後における具体的な公害・環境問題の政治経済学的分析の一助とすると、以上の点にその基本的ねらいがおかれているということである。

(一) 島崎達夫「成層圏オゾンの破壊」『サイエンス』第七

巻第八号(一九七七年八月)、参照。

(2) 田尻宗昭『海と乱開発』岩波新書、一九八三年二月、参照。

(3) わが国の『環境白書』は、ここ数年來日本の公害・環境問題の現状に関して、「一時期の危機的状況からは一応脱することができ、近年、全般的には改善を示してきている」との評価をくり返している。(こうした評価が目だち始めたのは、とくに一九七七年度版以降からである)。だがこの評価は少なくとも一面的のそしりをまぬがれない。なぜならば、当の『環境白書』でさえ、他方で、例えば、窒素酸化物による大気汚染が一向に改善をみていないこと、水質汚濁では閉鎖性水域での問題や海洋汚染の問題などが重大化していること、その他緑の後退やさらには地球規模にまで拡がる自然破壊の進行などを指摘しているからである。また筆者は、一九八二年十月に、戦後わが国の公害・環境問題の中でも多数の人命を犠牲とした最も深刻な事件の一つをなす、水俣問題のその後の状況について現地調査の機会を得たが、そこでも依然として多くの未解決問題が山積しているというのが実情である。なおこの点については、とりあえず、拙稿「公害都市・水俣はいま(上)(下)」『住民と自治』一九八三年三月号及び四月号、を参照されたい。

(4) 周知のように一口に公害・環境問題といっても、その具体的内容は現象的にみるかぎり実に多岐多様であり、そ

れらを生みだしている諸要因も実際にはきわめて複雑な諸連関をもって錯綜している。それゆえ今日の公害・環境問題を総合的に究明し、その問題解決の具体的展望を明らかにする上では、いうまでもなく、単に経済学のみならず現代の諸科学(自然諸科学並びに社会諸科学)の総力を結集した系統的な共同研究が必要不可欠である。一般に公害・環境問題が、典型的な学際的研究領域の一つとされる所以である。だが筆者には、以上のことが他方で次の事実を決してあいまい化するものであつてはならないと思われる。すなわち公害・環境問題は、それが如何に多様な諸連関に媒介された問題であるにせよ、人間社会の多面的な諸活動の中でも、とりわけ経済活動のあり方と最も密接な係りをもって発現している問題に他ならないという、きわめて明白な事実である。それゆえ今日の公害・環境問題に関する諸研究は、まずその問題がすぐれて経済的な社会問題の一つだ、という基本認識をあくまで前提としてすすめられるものでなければならぬ。このことは、裏返せば、公害・環境問題研究において経済学が本来果たさねばならない役割が、他の諸科学に比して特別な重要性をもっていることをわれわれに示唆しているといえよう。それは、おそらく学際的研究という扇の要の役割を果たすべき位置にあるといふべきであろう。

なおこの点で、社会工学を専門とする華山謙氏がその著『環境政策を考える』(岩波新書、一九七八年)の中で、「環

境問題を考える上で「経済学はどれだけ有効か」との設問を発し、「結論的には、環境問題における経済学の効用はきわめて疑しい」(同書、はしがき、Vページ)と述べている点は、多少の注釈が必要である。すなわち、氏がそこで経済学として念頭においているのは、いわゆる伝統的な市場経済学の理論であるが、もし前記の主張に、経済学それ自体の無力論から不要論へとつながるニュアンスが込められているとすれば、それは本末転倒になりかねない。念のため、ここに注記しておきたい。

(5) この点で、一九七〇年三月の『東京シンポジウム』(国際社会科学評議会主催のもとにはじめて開催された「現代世界における環境破壊に関する国際シンポジウム」)が果たした役割は、今なお高く評価されてよい。この会議の討議内容及びその意義については、S. Tsuru, ed., *Proceedings of International Symposium on Environmental Disruption*, 1970. 及び柴田徳衛/宮本憲一(対談)「公害の社会科学への挑戦」『世界』一九七〇年五月号、宮本憲一「環境問題の回顧と展望」『公害研究』第二巻第四号、一九七三年四月号、などを参照のこと。

なお周知のように、このシンポジウム以降わが国の経済学分野での公害論・環境問題論がにわかに活発化の様相を呈し、いわゆる近代経済学、マルクス経済学の立場を問わず、公害・環境問題に対する経済学的分析のための種々のアプローチが多数躍出するという状況が生まれた。この時

期に現われた各種の議論については、筆者は基本的に次のように評価している。すなわちまず第一には、それまでの経済学における諸学派や諸理論が、当時の公害・環境問題の現実に対して、とりあえず提示しうるアプローチや分析、及びそれらにもとづく各種の政策論をともかくとおり洗いだすという役割を果たした点、第二には、他面で、従来の経済学における理論的射程それ自体への問い直しとその再構築の必要性や課題などについて、いくつかのすぐれた問題提起があったこと、以上の二点において少なくとも積極的意味をもった、ということである。だがその中には、当時の内外世論の高まりとジャーナリズムによる反公害キャンペーンに一時的に呼応しただけの、いわば「急場しのぎ」的議論にすぎぬものも少なからず含まれていたことは否めない。この時期の議論に関するすぐれたサーヴェイとしては、伊賀隆「最近のわが国における公害問題の一展望」『日本経済政策学会年報』第一九号、一九七一年、及び華山謙「公害問題研究の三十年と今後の展望」『経済評論』臨時増刊、一九七六年六月号、を参照のこと。

(6) 例えば、鈴木守氏は、「公害問題を解決するための有効な理論は、これまでの経済学の蓄積の中に、ほとんどすべて含まれている」と述べている。鈴木守『外部経済と経済政策』ダイヤモンド社、一九七四年八月、二〇一ページ、参照。

(7) その代表的著作は、周知のやうに、K. W. Kapp, *The*

Social Costs of Private Enterprise, 1950. 篠原泰三訳『私
的企業と社会的費用』岩波書店、一九五九年、である。

(8) とりあえず、宮本憲一『社会資本論』有斐閣、一九六
七年(初版)、同改訂版、一九七六年、参照。

(9) K. W. Kapp, "On the Nature and Significance of
Social Costs", *Kyotos*, vol. 22, No. 2, 1969. 柴田徳衛・
鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店、一九七五
年、所収、参照。

(10) W. Michalski, *Grundlegung eines operationen Kon-
zepts der "Social Costs"*, 1965. 尾上久雄・飯尾要訳『社
会的費用論』日本評論社、一九六九年、参照。

(11) 拙稿「カップの社会的費用論に関する覚書」『一橋論
叢』第八十六巻第五号、一九八一年十一月号。

(12) 右の前稿では、それに直接続く考察を、『経済学研究』
(一橋大学研究年報)第二四号、で行なう予定と述べたが、
筆者の個人的事情により、その責を果たすことができな
かった。右記二四号の編集担当者及び関係各位にご迷惑をお
かけした点、ここに記してお詫び申し上げておきたい。

二 カップの「社会的費用」論と宮本氏の「社会 的損失」論——その批判的検討——

さて、すでに前章の問題史的回顧をふまえて述べたと
おり、以下本稿での考察の基本的目的は、政治経済学的

立場からする今後の公害・環境問題研究への一視角を、
カップ及び宮本氏の所論を重要な一手がかりとして、改
めて理論的に確定しようとする点にある。そしてその際
のカップ及び宮本氏の所論に対する筆者の基本的な評価
は、(一)そこでの問題分析にみる基本視角に関しては、確
かに発展的に継承すべきものをわれわれに提起している
と考えられるものの、(二)他方、そこでの理論的基礎につ
いては、残念ながら批判的に克服すべき重大な弱点を抱
えている、というものであった。

そこで以下本章では、とくに右の(二)の問題に中心的焦
点をあてて、その批判的克服の方向性についてまず一定
の検討を加えておきたい。

〈一〉 カップの所論における「社会的費用」論の問題点
われわれはまず以下の考察の出発点として、カップ及
び宮本氏の所論の理論的基礎における弱点とは一体何か、
という問題から最初に明らかにしておかねばならない。
だがその際、この種の議論のともとの先駆者たるカッ
プ自身の所論とその批判的継承者たる宮本氏のそれとを
同列に論じることは、必ずしも適切ではない。(その理

由のちに示される)。それゆえ、ここではまずカップの所論における問題点の方から先にみておくことにしよう。

さて、筆者はすでに、カップ自身の所論に関する予備的考察を行った前稿の中で、次のように述べた。すなわち、「カップは、私的経済活動の結果社会にもたらされている各種の損失や浪費を、社会にとっての損失という意味でまずは『社会的損失』としてとらえた。これは当然理解しうる。しかしこの『社会的損失』に対して、カップのようにそのまま『社会的費用』という概念を用いることは様々な混乱を生ぜしめることにならざるを得ない」と。ただし、右の叙述で筆者が主として指摘しておきたかった「混乱」とは、カップ自身における理論的混乱というよりもむしろ、カップの所論を批判的に継承しようとする者が、その際に是非とも避けなければならぬ「混乱」という意味であった。すなわち前稿でも指摘したとおり、その「混乱」をもたらしこととなる第一の直接的要因の一つは、カップがその所論展開における鍵概念として用いてきた『社会的費用 (Social Costs)』という概念自体に、従来からまとわりついてきた曖昧性な

いし多義性⁽³⁾という問題と係るものであった。しかしここでは、カップの所論自体に内在する一定の混乱とそれを生ぜしめている理由の基本的所在を理論的に見究わめておくことがむしろ重要な課題となる。しかもその際、留意すべきことは、(一)カップ自身が一定の混乱に陥っているという問題それ自体と(二)彼をしてそうした混乱に陥らざるを得なくしている客観的事情の問題とを一応区別して論じておく必要がある、ということである。

最初に(一)の点をめぐって、若干の指摘をしておこう。周知のようにカップは、彼の所論展開以前からすでに経済学文献の一部に現われていた『社会的費用 (Social Costs)』という概念に対して、次のような彼独自の定義を付与することによって、それを彼の所論における鍵概念の一つとして利用してきた。すなわち、「私企業制度の下での経済活動に起因して発生する各種の直接・間接の損失であり、しかもそれらは、その惹起者たる私的企業の費用支出からはしめだされ、第三者または社会全体の負担に転嫁されている費用要素⁽⁴⁾」というのが、カップ自身が用いた『社会的費用 (Social Costs)』概念の独自の内容であった。

まず以上のようなカップの「社会的費用」論に関して、われわれがすぐに気づくことは、そこに二つの重層的な規定が含まれているということであろう。すなわち第一の規定は、「私企業制度の下での経済活動に起因して発生する各種の直接・間接の損失」という規定である。これは各種の損失をその発生原因からみた規定（以下、「発生原因規定」と呼んでおく）である。これに対し、第二の規定は、その後によく定義にみられるものであり、それは、各種の損失をその負担関係からみた規定（以下、「負担関係規定」と呼んでおく）である。

そこで問題は、こうした二重の規定を与えているカップが、その相互の連関の問題に関して一体どのような理論的説明を与えていたか、という点である。結論から先にいえば、彼は、自らが示していた二つの重層的規定とその相互連関の問題には何らの理論的説明を与えることなく、むしろそのときどきに依じて多少の混乱もきたしながら、総じてその問題を曖昧化した形のまま自らの所論を展開していた。

以下、彼がこの点で多少の混乱をも含みながら曖昧な説明で終わっていることを示す代表的事例をあげておく

う。例えば彼は、私的企業の経済活動に起因する労働傷害について述べた一節の中で、以下のように論じている。

「労働傷害には必ず生命の喪失や肉体上の苦痛を伴うが、これに対してはいかなる補償もありえない。医療や入院の費用は、直接に支払われると保険会社への保険料の形で間接に支払われるとを問わず、いずれにしても企業者の支出となるのであって、この意味で社会的費用であるとは言えない。時間の損失や原料や設備の損害によって生ずる諸費用についても同じことが言える」⁽⁵⁾（傍点は筆者）。

まずここでは、先の「発生原因規定」にあてはまる損失であっても「負担関係規定」にあてはまらない部分は、彼のいう「社会的費用 (Social Costs)」ではないと明言されている。だがにもかかわらず、例えばのちの論文の一節では、次のように論じている。「社会的費用とは、生産活動にもなつて発生するいろいろな種類の、広い範囲に及ぶ有害な諸影響をさす概念であるが、これらの諸影響は原価計算には反映されず、したがってまた、私的な意思決定のさいには無視されやすい。すなわち、社会的費用とは、与えられた諸条件あるいは制度的組織のもとでは、他部門や第三者あるいは経済全体に転嫁さ

れがちな、私的活動にとまなう有害な諸影響のことだと
 言えよう」(傍点は筆者)。みられるようにここでは、カ
 ップは、まず「発生原因規定」によって「社会的費用
 (Social Costs)」、概念の内容を先に示し、次いで、その負
 担関係が私企業制度の下で受けとる一般的(特徴的)傾
 向を述べることによって、そこに「負担関係規定」を重ね
 合わせている。そして少なくともここでは、先の明言に
 示されていた二重の規定における区別と相互連関の問題
 は、曖昧化されている。この他にも、実際至るところで、
 カップが右の問題を殆んど問題そのものとして自覚して
 いないことを示す多くの叙述を、われわれは見いだすこ
 とができるといえよう。まずわれわれは、以上の点に、
 カップ自身に内在する一定の混乱が生みだされてくる最
 大の理論的根因があったということを強調しておかねば
 ならない。

では、それは一体どういうことなのか。ここで、先に
 述べた(二)の点にわれわれの考察の視点を移さなければな
 らない。すなわち、カップによる「社会的費用(Social
 Costs)」概念の独自の定義にみられる先の二重の規定と
 その相互連関の問題とは、一体如何なる客観的事情と係

って、問題そのものとして自覚化される必要性があった
 のか? 以下そうした点にわれわれの考察の焦点をあて
 ていかねばならない。

まずカップ自身の所論展開における事実経過をふり返っ
 ておけば、それは、大まかに言って次のようであった。
 すなわち彼は、資本主義的経済制度をとりあえず「私的
 企業制度」として理解し、そしてこの下での私的経済活
 動が実際問題として様々な破壊的・浪費的諸現象を惹き
 起こすことによって、それに伴う各種の重大な損失を社
 会にもたらしているという客観的事実の問題を非常に重
 要視した。そして彼は、当初この問題を私的経済主体と
 しての企業がそれに対して殆んど何の考慮も払っていない
 という点で、私的企業制度下での「計算されざる費
 用」の問題として把握した⁽²⁾。だがのちに、この問題を論
 ずる上での鍵概念として、すでにいくつかの経済学文献
 に登場していた「社会的費用(Social Costs)」という概
 念を発見するに及んで、それ以降の彼は、この概念の下
 で右の問題を論じるようになった。もちろんその際も、
 一貫して当該問題を、「社会にとつての損失」を意味す
 るという点で、私的経済活動がもたらす「社会的損失

(Social Loss) ≡ 問題として事実上把握していた。まず以上の経緯の中に、カップによる『社会的費用 (Social Costs)』概念の定義にみる先の『発生原因規定』が生まれてくる根拠があった。

ところが他方、この『社会的損失 (Social Loss)』問題が、カップにとって問題視された最大の理由は、その損失がそれを惹き起こした原因者である経済主体（主として私的企業）の経済計算の中では殆んど何らの考慮も払われていないこと、しかもそのことを合理化（合法化）する制度的メカニズムが私的企業制度の下ではあまねく容認されているところにあった。したがって、そうしたカップの眼からは、『社会的損失 (Social Loss)』問題は他面では同時に損失惹起者の「費用不払」(ump-aid Costs)に起因するその負担の社会的転嫁の問題としても映じざるを得なかった、といつてよい。そしてここに、彼の『社会的費用 (Social Costs)』概念の定義にみる他方での『負担関係規定』が生まれてくる彼なりの根拠があったわけである。おそらく以上のかぎりでは、カップの問題把握には、何らの矛盾や混乱もなかったといつてよからう。ただ一つ問題となりうるるとすれば、す

で指摘したように、元来多義多様な含意をもって使われてきた『社会的費用 (Social Costs)』なる用語を、彼があくまで自らの所論における鍵概念として、無批判的に利用し続けたことぐらいである。

しかし、残念ながらそうした把握だけでは現実の問題は片づかなかつた。というのは、以上のようなカップの『社会的費用』論が一定の混乱を生みださざるを得なくなり、かつ、そこでの問題把握に明らかかな限界が露呈されてくる客観的な事情が、実は次のような形で実際には現われていたからである。すなわち、第一には、『社会的損失 (Social Loss)』問題は、それに起因しつつも、それ自体とは明らかにカテゴリー的次元を異にする各種の諸費用 (Expenses)（例えば、損失をつぐなうための出費や、損失の前後処理のための出費など）の発生を不可避とせざるを得ないという事情である。まずこの点で、カップの『社会的費用』論は、各種の損失 (Loss) とそれに起因して発生する諸費用 (Expenses) とのカテゴリー的無区別という理論的問題点を解決する客観的必要性に迫られていた。次に第二の点としては、『社会的損失 (Social Loss)』問題は他面では、とくにその犠牲を事

実上被る人々や社会的諸階層のあいだに、その問題解決への広範な要求とそれを実現するための諸運動を必然的に生みださざるを得ず、したがって、それらを媒介とする政治経済的過程をとおしての一定の社会的反作用(自治体レベルを含む国家による各種の規制や公的介入の諸施策)の登場を不可避とせざるを得ない、という事情である。もちろんこの点については、カップ自身も一定の認識を示してはいた。⁽¹⁰⁾だが残念ながらカップは、それを彼の「社会的費用」論の理論的基礎に正しく組み込むことには成功しなかった。というより正確には、その必要性を自覚しえなかったのである。その一つの証左が、先に引用した労働傷害に関するカップの一節である。すなわちカップは、労働傷害の損失(Loss)とそれに起因する諸費用(Expenses)(この事例では、医療や入院の費用)をめぐって、単にすでに述べた両者のカテゴリー的無区別という理論的限界を露呈させただけでなく、後者の諸費用(Expenses)の理解をめぐっても、それが前述した一定の社会的反作用の媒介によってはじめて「企業者の支出」にいわば「内部化」された形態を受けとることになっているという現実的連関の問題を正しく理論化

しえなかった。むしろカップは、それを自らの「負担関係規定」にはあてはまらないという理由だけから安易に理論化すべき対象そのものからはずしてしまい、そうすることによって、そこにひそんでいる重要な理論問題を最初から回避してしまう結果となっているのである。これは、いいかえれば、「発生原因規定」と「負担関係規定」という先の二重規定の区別と相互連関の問題にひそむ重要な理論課題を、カップ自身が十分自覚化しえなかったことの論理必然的な帰結に他ならなかった、といえよう。

さて以上述べてきたところをここでまとめてみれば、要するにカップの所論における理論的基礎の最大にして核心的な問題は、彼の「社会的費用」論が一方ではせっかくな事実上「社会的損失(Social Loss)」問題を貫して追究したものでありながら、他方ではそれをめぐる諸関係(その発生、負担と転嫁、事前的あるいは事後的処理等々をめぐる諸関係)の積極的理論化の課題には残念ながら成功しえなかった、という点にあったのだと総括することができるであろう。それゆえ、以上のようなカップの所論における理論的弱点を一体どのようにして

克服するかが、彼の所論の批判的継承をめざす者に与えられた最も中心的な理論課題でなければならなかった、といえよう。

では、このカップの所論の批判的継承者たる宮本氏は、カップの所論における以上のような理論的弱点を果してどのように克服しえたのであろうか。そこでわれわれは、次に宮本氏の所論における意義と問題点を検討していかなければならない。

〈二〉 宮本氏の所論における「社会的損失」論の矛盾とその克服の基本方向

さて本節では、前節でのカップの所論に対する批判的検討を通じて明らかにされた理論的弱点の問題が、カップの所論の批判的継承者である宮本氏によって果してどのように克服されているのか、という点を中心に検討しておこう。その際われわれは、以下の検討をまず宮本氏にみるカップの所論の批判的継承における方法上の問題から、吟味を始めておきたい。というのは宮本氏の所論そのものの内容が、実は彼によるカップ批判の方法における問題点と不可分に係っていると思われるからである。

以下、氏のカップ批判の論点紹介からはじめよう。

周知のように宮本氏は、すでに六〇年代初頭からとりくみ始めた自らの公害・環境問題研究⁽¹¹⁾をふまえて、それに対する一定の中間的な理論的総括を一九六七年の『社会資本論(初版)』の中で行なった。そしてその中で、カップの所論への総括的批判とそれに対峙した氏自らの積極論を開示した⁽¹²⁾。そこで示された宮本氏によるカップ批判の基本論点は、要するに以下の二点に集約されている。第一には、カップが「新しい政治経済学」を提唱し、その理論的土台として提起した「社会的価値」論が、経済学の基本原理である価値論の主観的変容論にとどまっていること、第二には、カップが「私企業制度」批判という形で行った事実上の資本主義批判が、資本主義的生産関係を正しく認識したものになっていないこと、の二点である。まず以上の批判論点についていえば、それが基本的にマルクス経済学の方法に立脚する宮本氏の立論から考えて、とりあえずの原則的カップ批判としてはそれなりに正しい論点提起であったといえるであろう。だがそれは、あくまで宮本氏の立脚する方法的立場からみてそういうるのであって、もともと非マルクス経済学者で

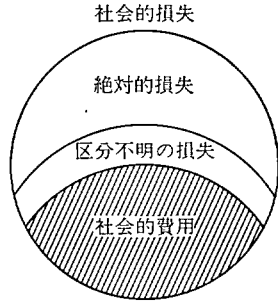
あるカップ自身の所論に対する批判としては、以上の原則的批判だけでは、いうまでもなく不十分といつてよい。とくに、このあとの具体的検討で示すように、同じ宮本氏が、他面ではカップの所論の積極面を高く評価し、その批判的継承の課題にとりくんでいるという点との係りでいえば、もう一面で、カップ自身の立論に内在した批判的検討とそこから示されてくる限界点に対して、その克服方向を積極的に提示するという形でその批判方法が当然とられねばならなかった。⁽¹³⁾それは、おそらくかつてK・マルクスがA・スマスやD・リカードの所論批判の際にとつた基本的な方法的立場の一つであつたといえるであろう。だが宮本氏の場合、少なくともこの面でのカップ批判については不十分なままで、カップの所論の批判的継承を行なつてしまつたと思われる。そして以上の点での不十分性が、以下にみる宮本氏自身の積極論の展開としての『社会的損失』論における問題点にそのまま連なっていると考えられるのである。そこで以下、以上の方法的問題点を念頭において、宮本氏にみる『社会的損失』論への具体的検討にすむことにしよう。

さて宮本氏の『社会的損失』論の展開は、J・グラ

トやW・ベティにみる「人民の価値」損失論やF・エンゲルスの「社会的殺人・傷害」論及びK・マルクスの「社会的損失」論などを個々の手がかりとしつつも、基本的には、マルクスの『資本制的蓄積に伴う貧困化』論にその理論的出发点をおいている。そして、そうした基本的立論の上に、他方ではカップの『社会的費用』論における事実上の『社会的損失』論の側面を位置づけて、その継承をはかっている。

ところで、以上のような宮本氏の『社会的損失』論において、カップの所論と比較しての新しい理論上の問題提起とされているのが、実は以下の二点である。第一は、『社会的損失 (Social Loss)』と『社会的費用 (Social Cost)』との概念的区別という点であり、第二が、それをふまえての「絶対的損失」論の提起である。この点について、宮本氏自身は、前出の『社会資本論 (初版)』以降の自らの理論的深化をもふまえて、改めて包括的に『社会的損失』論を論じた論文「現代資本主義と貧困問題」⁽¹⁴⁾の中で、次のように述べている。「(1)社会的損失と社会的費用……近年、社会的費用ということが多いが、私はこの両者を区別し、社会的損失

〈社会的損失と社会的費用〉



(宮本憲一氏による図解)

「現代資本主義と貧困問題」
注(14) 文献, 所収, 295
ページより。

を、広義の概念、社会的費用を狭義とし、後者は前者の一部としておきたい。すなわち、社会的費用とは価値ではかりうるもの(貨幣単位で秤量できるもの)であり、再生可能な社会的損失である。これにたいして、社会的損失は、社会的費用に加えて、価値ではかることができず、かつ再生不能の絶対的損失をふくんでいる⁽¹⁵⁾(傍点は筆者)。以上のように述べた上で、右の図解を与えている。

そこでこうしたカップの所論に比しての新しい問題提起とされている諸点に以下焦点をあてて、若干の批判的検討を加えておけば、次のようにいうことができる。まず第一点についていえば、それは、前節ですでに指摘したカップの所論における一つの理論的弱点としての、

「社会的損失 (Social Loss) とそれに起因して発生する諸費用 (Expenses) とのカテゴリ、的な無區別という問題点に対して、一つの理論的解決のあり方を示したものとさえいえないこともない。だがそれが、カップの所論が直面せざるを得なかった問題への真の理論的解答になっているかは、甚だ疑問とせざるを得ない。なぜならば、宮本氏自身の説明とその図解にもあるように、氏のいう「絶対的損失」を除いた部分では、依然として宮本氏はカップと同じ理論的基礎の上に立っていることは一見して明らかだからである。この意味で第一点は、宮本氏にとってはむしろ第二の「絶対的損失」論を提起するため、一つの理論的前提要件を意味しているものにすぎない。とすれば宮本氏による新しい問題提起としては、第二の点が主たる理論的提起ということになろう。だが次にこの第二の点について検討した場合でも、それがとくにカップの所論からみて一歩進んだ新しい理論的提起になっているとは必ずしもいえないのである。なぜならば、宮本氏のいう「価値ではかることができず、かつ、再生不能な絶対的損失」については、すでに前節でみた労働傷害の損失に関する引用文中での、「生命の喪失や肉体

上の苦痛」に対するカップの主張一つとってみても明らかのように、カップ自身の所論の中ですでに明確に區別して論じられているからである。⁽¹⁶⁾したがって、宮本氏の「絶対的損失」論の提起に関しても、それはすでにカップの所論で論じられていた理論的内容に新しい概念を付与したものであるという以上の理論的意義はない、といつてよい。その意味では、要するに、カップの所論において一つの理論的弱点をなしていた前述の問題点は、結局宮本氏によつても残念ながら何らの解決も与えられないままに残されているわけである。むしろこの点では、宮本氏は一方でカップを批判しながら、他方では批判しているはずのカップの所論の問題点をそのままそっくり受けついでしまっている、といわざるを得ない。しかもカップの場合においては、その問題点は、彼自身が一方で主観的価値論にも与していたという点で、それ自体としては、彼自身の内部での理論的矛盾としては意識されようのない一つの限界点にすぎなかったが、宮本氏の場合には、自ずと意味が異ってくる。すなわち氏の場合には、自らの所論展開の出発点として明らかにマルクスの価値論を前提としているという点で、カップと同じ理論的問題点

が、氏自身の所論にとつては、まさに致命的な理論的矛盾とならざるを得ないはずだからである。⁽¹⁷⁾

では以上のように、宮本氏のような形の所論の中ではどうしても矛盾として現われざるを得ない先の理論的問題点は、いかにして克服されるべきなのであろうか。いうまでもなく、宮本氏がマルクスの理論から出発したこと自体に問題があったわけではない。むしろ問題の基本は、まず第一に、カップが彼の理論的基礎上ではどうしても解決しえなかつたところの問題に関して、その基本所在を如何に理論的に見究むるかということにある。そしてその上で、宮本氏の立論から再出発しながら、当該問題に対する自覚的な積極的理論化への一歩を如何に踏み出すかということである。

なお前節で指摘したカップにおけるもう一つの理論的弱点(各種の「社会的損失」に対する社会的反作用の問題の理論化に係る問題点)に関しては、もともとと財政学や国家論を専門とする宮本氏のまさに政治経済学者としての本領がそこに発揮されている。この点は、他方で高く評価される点としてここに付記しておかねばならない。したがって、その点の発展的継承の課題と合わせて、右

に述べた第一歩に踏みだすことが、次にくるわれわれ自身の課題となる。だがそれは、次章以降での課題とならざるを得ない。(未刊、以下続稿)※

(1) 「社会的費用論」という形で表記しているのは、カッパの所論全体の中で、とくに「社会的費用(Social Costs)」概念に関する部分の議論を主として指し示すためである。第二節での宮本氏の所論についても同様である。

(2) 前出の拙稿、『橋論叢』第八六巻第五号、一九八一年一月号、一四五ページ。

(3) 同右、一四〇ページ。W・ミハルスキーの指摘に関する注(2)を参照のこと。

(4) 同右、一四四ページ。なお、この定義は、カッパにみる様々な定義を筆者なりに要約的にまとめたものである。

(5) K. W. Kapp, *The Social Costs of Private Enterprise*, 1950, p. 53. 篠原前掲邦訳書、五九ページ。

(6) K. W. Kapp, "Social Costs In Economic Development", In. G. P. Sicat et al. (eds.), *Economics and Development: An Introduction*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1965, p. 11. 柴田・鈴木前掲邦訳書、所収、二四一ページ。

(7) 前出拙稿、一四一—一四四ページ、参照。

(8) この点は、カッパが初期において、いわゆる経済計算論争の問題から、自己の経済学研究を出発させたことと大

いに関連している。前出拙稿、一四〇—一四一ページ、参照。

(9) Kapp. 注(5)文獻、第六章「要約と意義」の論述をとくに参照のこと。なおこの点で、カッパの所説を批判する吉田文和氏は、カッパが「社会的費用」について「私的企業家に責任を負わせるのが困難なあらゆる有害な結果や損失」(傍点は吉田氏のもの)と述べている箇所をとりあげて、これは「社会的費用」に対する私的企業の責任を不明確にし、それを国家や地方公共団体の負担に転嫁することを「合理化」する論理に「客観的には」つながる弱点をもつのだと批判している。しかしカッパの所論の基本的論旨からみて、この批判はカッパの所説そのものに対する批判としては、適切とはいえない。吉田文和「社会的費用論の批判的検討—宮本憲一氏とW・カッパの所説を中心に—」、『経済学研究』(北大)第二九巻第四号、参照(同著「環境と技術の経済学」青木書店、一九八〇年、に一部改稿の上、所収)。

(10) カッパはこの点については次のような認識を示していた。「近年、社会的費用という現象が漸次認識されるに至ったのは、経済的変化を起こす当事者である社会集団から過去においては、社会的損失の矢面に立ったが、今や進歩の望ましからざる影響から自らを護ろうとして、その増大した政治的経済的勢力を用いつつある社会集団へと、力の釣合いが移行したことを反映する」。

Kapp, 注(5) 文獻, pp.16—18, 邦訳書, 一八一—二〇ページ。

(11) 宮本憲一『日本の環境問題(増補版)』有斐閣選書、一九八一年、における「公害問題と私—あとがきにかえて—」を参照のこと。

(12) 宮本憲一『社会資本論(改訂版)』第三章、参照。(この部分は初版と内容的に殆んど変更がない)。

(13) この点で注(9)にあげた吉田氏の場合は、カップの所論からの批判的継承の課題自体を最初から否認ないし疑問視されているように見受けられる。筆者には、こうした吉田氏のカップの所論に対する見地は、氏の主としてマルクス主義技術論の立場からするせっかくの注目すべき公害・環境問題論の基本的枠組を狭くしてしまう危険があるように思われてならない。氏の公害・環境問題論についてはいずれ改めて検討する機会をもちたい。

(14) 宮崎義一他『現代資本主義論』(第二版経済学全集三〇) 筑摩書房、一九七七年、第四章、所収。

(15) 同右、二九五ページ。

(16) なお、この点ではカップは、注(5) 文獻の改訂版で *the Social Costs of Business Enterprise*, 1963. におけ

る Chapter 6. と Chapter 7. での “renewable” なるものと “non-renewable” なるものとの区別を明確化している。

(17) 前出拙稿、一四五—一四六ページの指摘を参照のこと。

※付記

本稿は、もともと以下の構成にもとづいて執筆した論稿における前半部分である。

一 問題史的回顧—公害・環境問題研究における社会的費用論の意義と問題点—
二 カップの「社会的費用」論と宮本氏の「社会的損失」論—その批判的検討—

三 「社会的損失」問題とそれに起因する諸費用及びその諸形態—「社会的損費」概念の提起—

四 「社会的損費」の「社会的費用」化をめぐる理論的・政策的諸問題—公害・環境政策論への基礎—

五 むすび—総括と展望—
三章以降の後半部分については、紙数の制約上分割せざるを得なくなつたため、別途統稿として次の機会に発表させて頂くことにした。諸兄の御寛恕をお願いする次第である。

(一橋大学専任講師)